

奈良県告示第二百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年九月十五日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
島山外科診療所	橿原市石原田町一八八	平成二十七年十二月三十一日
高原皮膚科医院	大和郡山市朝日町一―一六 フ ラワービル二階	平成二十八年二月十一日
松岡こどもクリニック	生駒市谷田町八七〇―二 中谷 ビル三階	平成二十九年六月十四日
いずみ薬局こおりやま店	大和郡山市藤原町二―一八	平成二十九年六月三十日
医療法人米田医院	八 生駒市鹿ノ台東二丁目四番地の	平成二十九年六月三十日